

市長・教育長を囲んでの懇談会質問内容

テーマ 見つめる 見守る～子どもたちの笑顔のために～

1. 富岡市立小・中学校適正規模・適正配置基本計画について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、2年程度の行程案の延期と、基本計画の見直し
が示されましたが、延期されていた学校別説明会は9月から実施されることが決ま
りました。計画では今後、学校別説明会の後に地域協議会を立ち上げて、地域協議会
での合意形成を得た後に具体的な準備に取り掛かるとしています。

そこで質問させていただきます。

①中学校の保護者は自らの子どもに関係がないと関心が薄れてしまう懸念がありま
すので、未就学児の保護者への情報提供が必要だと思いたしますが、どのようにお考
えでしょうか。

【回答 教育総務課】

未就学児の保護者への情報提供といたしまして、学校別説明会の開催通知は、こ
ども園等保育施設を通じてチラシ配布しております。また、市ホームページ、広報
誌及び世帯回覧にて周知しております。今後も適正規模・適正配置の動向につ
きましては、これらの方法を活用し情報提供をしていく予定です。

②学校が無くなる事で地域の衰退につながる懸念がありますが、どのようにお考
えでしょうか。

【回答 地域づくり課】

地域づくり課では、公民館の機能強化に取り組んでいます。今年度から、維持
管理の権限を市長部局へ移管し、地域づくり課が所管しています。公民館を社会
教育・生涯学習の場だけではなく、地域福祉・地域防災などの「地域づくりの複
合拠点」として機能強化を図り、地域住民の皆さまの生活を守る場所として、
活用してまいりたいと考えております。

③感染症対策を加味した計画にする必要があると思いたしますが、この点はど
のように考慮されているのでしょうか。

【回答 教育総務課】

令和2年8月に小・中学校適正規模・適正配置基本計画に係る新型コロナウイルス
感染症への対応方針を策定し、基本計画行程案の2年程度の延期と新しい生活
様式に対応する基本計画の見直しを決定しました。

この決定に基づき、令和3年4月に基本計画を改定し、基本計画4ページに「Ⅲ
新型コロナウイルス等感染症対応」を追記しました。この中で、①教室、②ス
クールバス、③タブレットの3つの観点に留意しながら対応していくことと
しています。

④新しい学校名などはどのように決定するのでしょうか。

【回答 学校教育課】

校名や校歌、校章等につきましては、児童生徒、保護者及び地域住民の皆さまからご意見をいただきながら決めてまいりたいと考えております。

具体的には、統合への最終合意がなされた後に「新中（小）学校準備委員会」を立ち上げ、その組織の中で協議していくこととなります。

⑤統廃合を進めるにあたり、子ども達の生活や学習がスムーズに移行できるように何か具体的に考えていますか。

【回答 学校教育課】

複数の学校をまとめ、新たな学校を設置する際には、これまでの各校の教育目標や新たな校区の保護者や地域住民の皆さまのご意見をふまえつつ、どのような児童生徒を育成していくかを決めるとともに、新たな学校を設置する前から、各校の教育の方向性、生活や学習の取組を共通化していくことを考えております。

また、新たな学校の設置前から行事等を共同開催したり、連携して授業を行ったりして、児童生徒の相互交流を活性化させ、児童生徒が互いを知っている状況の中で、新しい学校が発足するようにしてまいりたいと考えております。

⑥地域協議会で合意が得られない場合は、計画自体が前に進まないのでしょうか。

【回答 教育総務課】

地域の合意形成が得られなければ、計画は前に進められないと考えております。その場合も引き続き当該校の保護者、地域の皆さまと話し合いの場を設けさせていただき、適正配置への問題、課題等の整理を随時行っていければと考えております。

⑦この計画は決定事項なのでしょうか、最終的な配置案の見直し等は不可能なのでしょうか。

【回答 教育総務課】

小・中学校適正規模・適正配置基本計画は、これからの未来を生き抜く子どもたちのために、よりよい教育環境を整備する観点から策定されたものです。

教育委員会で協議を重ねてできた基本計画を皆さまへお示ししたところですので、これから保護者、地域の皆さまと話し合いを進めていきながら修正すべきところは修正し、実行に移していければと考えております。

2. GIGA スクール構想について

1人1台の端末と高速通信環境の整備をベースとして国が進める GIGA スクール構想ですが、ICT の活用が他市町村と比較して遅れているという印象を受けている保護者も多く、地域格差の解消を求める声も少なくありません。

そこで質問させていただきます。

① Wi-Fi 環境の整っていない家庭への支援についての対応を教えてください。

【回答 学校教育課】

1人1台タブレット端末の活用にあたっては、5月より授業での本格運用が可能になり、各校では多くの授業で活用がはじまっております。

家庭でのタブレットの利用につきましては、7月中旬に全児童生徒が試験的にタブレットを家庭に持ち帰り、インターネット接続の可否やWi-Fiの環境について確認したところです。この結果を基に、今後、Wi-Fi環境の整っていない家庭に対してWi-Fi環境整備の依頼を行うとともに、経済的理由で整備が難しい家庭に対しては、モバイル・ルーターの貸出を検討しております。

②タブレット端末の活用方法について、ソフトの充実やオンライン授業、家庭での活用等について今後の具体的な工程を教えてください。

【回答 学校教育課】

本市では、教育委員会がタブレット端末の使用について全体的な取組の方向を示し、グーグルワークスペース、ベネッセのミライシードをソフトとして導入しております。

これらのソフトを各校ごとに工夫しながら効果的に活用することにより、協働的な学習や最適な個別学習の推進が図れると考えております。

タブレット端末の活用に向けて必要不可欠なこととして、教職員の研修があります。一学期には、ソフトの使用に係る研修を実施するなどして、教職員の情報活用スキルの向上を図ってまいりました。二学期以降につきましては、より発展的な内容の研修を予定しております。また、具体的な授業での活用例の紹介等の情報提供を引き続き行いたいと考えております。

これと並行しながら、児童生徒による授業や学校生活の中での活用を各校では進めております。

これらの取組により、早期にオンライン授業等への対応が可能となるよう努めてまいります。

③市内でも学校によってはICTを活用してリモート授業参観や行事のYouTube配信などを行っています。こうした取り組みを市内全校で実施してもらいたいと願う声がありますが、教育委員会の考え方を教えてください。

【回答 学校教育課】

コロナ禍においても、家庭や地域との連携を図っていくためには、ICTの活用は有効であると捉えております。連携の方法につきましては、学校・地域の実情や感染状況等によるため、リモートでの授業参観や行事等の様子の配信、HPの活用等の各校のよい取組については、これまでも市内で共有し、各校の参考にしているところです。今後も情報交換を行いつつ、各校実情に応じたよりよい連携を進めてまいりたいと考えております。

3. 不登校について

文部科学省の調査(平成29年度)によると、全国の不登校児童生徒は小学生で35,032人、中学生で108,999人、高校生で49,643人存在しているそうです。富岡市においても50名近い不登校児童生徒がいると聞いておりますが、そうした子ども達は勉強の遅れや、将来への不安を抱えながら生活をしています。

そこで質問させていただきます。

①「学校に行きたくても行けない子ども達の居場所」として、適応指導教室(よもぎ教室)の活用と周知を改めて進めて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

【回答 学校教育課】

適応指導教室(よもぎ教室)では、不登校児童生徒の悩みや不安を軽減し、社会生活への適応や学校復帰を目指し、教科の学習や運動などに取り組んでいます。入級している児童生徒やその保護者、学校と定期的に連絡を取りながら、その子のペースで無理なく通えるように促しております。

周知については、毎年4月の校長会議にて適応指導教室の運営方法について伝えるとともに、概要を掲載したパンフレットを配布し、各校教職員や必要とする保護者の方へお知らせするようにしております。不安や悩みを抱える児童生徒や保護者の方がおられましたら、まずは学校やスクールカウンセラー、教育相談研修センター等に相談していただき、問題の解決へ向けた一歩を踏み出していただければと考えております。

教育委員会といたしましては、今後とも不登校の未然防止に努めるとともに、不登校児童生徒が安心して通うことができる場として、引き続き充実させてまいります。

4. 妙義青少年自然の家について

今年3月に公表された「県有施設のあり方見直し最終報告」の中で、県立妙義青少年自然の家は令和3年度限りで廃止するとされました。富岡市内の小学校では長く宿泊体験として活用してきており、地域の子どもの健全な育成に大きく貢献してきた施設であり、保護者の間では落胆の声が広がりました。

そこで質問させていただきます。

①県の報告書を見ると、富岡市教育委員会とも意見交換を実施したとありますが、教育委員会は妙義青少年自然の家の廃止に対してどのような見解をお持ちなのでしょう。

【回答 生涯学習課・学校教育課】

「県立妙義青少年自然の家」は、妙義登山や野外活動、宿泊体験の場として、本市の小学校でも活用してまいりました。県から廃止する方向で検討しているとの報告を受け、市教育委員会といたしましては、妙義の豊かな自然の中、学校や家庭では得難い経験ができる貴重な社会教育施設として存続すること、また、他の利用自治体の意見も聞いていただきたいと要望いたしました。

②令和4年度以降の代替事業についてどのようにお考えでしょうか。

【回答 生涯学習課・学校教育課】

今後、各小学校において、これまで妙義青少年自然の家での活動で育成していた資質・能力を、来年度以降どのように育成するか、教育課程を検討してまいります。その中で、他の施設を利用したの野外活動や宿泊体験学習が計画される場合には、教育委員会としても支援してまいりたいと考えております。

なお、野外活動や宿泊体験ができる代替施設といたしましては、北毛の高山村と東毛の太田市に同様の県立青少年自然の家がございます。また、前橋市には国立赤城青少年交流の家などもございます。